

## 第2回労働者安全衛生対策部会(11/21開催) 専門委員・市町村 質問回答

分類	質問内容	委員・市町村	回答	参照資料
作業員の確保	<p>廃炉作業に係る作業員の確保について</p> <p>○作業員確保に向けた取組 「現状の作業員確保状況の把握と、作業員のモチベーションを向上させるため設計上の労務費割増分を増額」とあるが、設計上と表記されているということは、実際は2万円が作業員に手当てされているわけではないとなる。東京電力としては、実際に作業員が手当てをいくら受け取っているかなどは調査しているか。</p> <p>本当にモチベーションをあげるのであれば、直接支給など中抜きにならないよう手立てする考えがあってもいいのではないか。</p>	浪江町	<p>東京電力では、実際に作業員がいくら受け取っているかは調査していない。今後、元請各社と協議したうえで、賃金体系の実態の調査方法について検討して行きたい。</p> <p>なお、適切な労働環境確保の為に、弊社社長から元請各社に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業内容や賃金の書面での明示</li> <li>・雇用主からの説明の徹底</li> <li>・作業員の理解と納得</li> <li>・合意したとおりの賃金の支払いを要請していること</li> </ul> <p>を踏まえ、H25年10月～11月のアンケート調査では、賃金等の説明状況や受け取り状況について調査している。(アンケート調査結果については12月公表予定)</p> <p>また、作業員の賃金については、作業員と雇用主との雇用契約で決められるものである。当社としては、元請各社に「設計上の労務費割増分の増額」の趣旨を十分説明し、ご理解を頂いたうえで作業員の方に支給されるよう適切に対応して頂きたいと考えている。</p> <p>なお、当社の工事は、環境省の除染作業と違って非常に多くの職種があり、企業ごとに、現場環境ごとに、ベースとなる賃金・手当が異なっていることから、一概にガイドラインを示すことが難しい。</p> <p>今後、割増分が適切に作業員に支給されていることを確認するために、元請各社と協議したうえで、賃金体系の実態調査の方法について検討するとともに、以前から設置している「労働条件などに関する相談窓口」にて作業員から疑問や相談を受け付け、必要なフォローを行ってまいります。</p>	
作業員の確保	<p>割り増し分は、実際にタイベックス・全面マスクなどの防護具を身につけて放射線被ばくの点などから危険の可能性のある作業を行う方々に支払われるべきものではあるが、実際問題としては、個々の作業、職種・職階などによっても区別は困難な点は理解できる。しかしこの割り増し分は、現時点では国から支払われている(将来東電が返済するのかもしれないが)ことを十分理解して、出来るだけ公正に支払うように努力していただきたい。</p>	長谷川委員	<p>作業員の賃金は作業内容・職種・経験などに応じて雇用主と作業員との間の雇用契約で定められているものであり、作業員本人が雇用主との契約にあたって、しっかりと賃金や労働条件に関する説明を受け、納得したうえで作業に従事していただくことが重要だと考えている。</p> <p>そのために、雇用主からの書面による賃金や労働条件の明示と説明、合意した賃金の確実な支払いなどについて、元請を通じて関係各社に要請している。</p>	